

広島市立大学学生表彰取扱基準

表彰規程(第2条各号)		取扱基準
学 長 賞	ア 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの	① 所属学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の専門領域において、表彰対象学生が中心となって達成した研究業績に対し、国際的又は全国規模の学会若しくは団体等(以下「学会等」という。)から権威ある賞(論文賞、研究賞等(芸術学部又は芸術学研究科の学生が受賞した芸術分野に関する賞を含む。以下同じ。))を含み、学生を主な対象とする賞を除く。)を受賞し、社会から高い評価を受けたもの ② 学術研究活動において学長奨励賞の受賞歴があり、新たに同等以上の業績又は功績を挙げたと認められるもの
	イ 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの	① 文化又は芸術分野(芸術学部又は芸術学研究科の学生が受賞した芸術分野に関する賞を除く。)において、全国規模以上のコンクール、展覧会等で極めて高い評価(大賞、最優秀作品賞等に相当するもの)を得たもの ② スポーツ分野において、全国規模以上の競技会で入賞したもの ③ 課外活動において学長奨励賞の受賞歴があり、新たに同等以上の成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
	ウ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの	① ボランティア、平和貢献、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めた顕著な功績があったもの ② 社会活動において学長奨励賞の受賞歴があり、新たに同等以上の功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
	エ アからウまでに掲げるものと同 等以上の表彰に値する行為があ ったと認められるもの	各学部若しくは研究科教授会において認めるもの
学 長 奨 励 賞	ア 学術研究活動において、顕著な業績又は功績を挙げたと認められるもの	① 所属学部等の専門領域において、学会等から権威ある賞(学生を主な対象とする賞にあつては全国規模の賞に限る。)を受賞したもの、又は学会等からの受賞回数が多いもの ② 文化又は芸術分野において、全国規模のコンクール、展覧会等に出場、出展し、入賞したもの
	イ 課外活動において、優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの	① スポーツ分野において、中国地区以上の規模の地方大会等で優勝したもの、又は地方予選大会等を経て全国規模の競技会に出場したもの ② 文化又は芸術活動において、全国規模のコンクール、展覧会等に出場、出展し、入賞したもの
	ウ 社会活動において、顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの	ボランティア、平和貢献、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受け、顕著な功績があったもの、又はこれに準じる功績があったもの
	エ アからウまでに掲げるものと同 等以上の表彰に値する行為があ ったと認められるもの	① 各学部若しくは研究科教授会において認定 ② 学内の功績については、学内外に与える影響等が顕著と認められるもの、又は特に優秀と評価されたものであつて、学生委員会において認めるもの
学 生 顕 彰	ア 学術研究活動において、優れた業績又は功績を挙げたと認められるもの	① 文化又は芸術分野において、地方規模のコンクール等に出場し、若しくは出展し、上位入賞したもの又はアート・プロジェクトその他の企画(大学内の活動を含む。)において、顕著な功績があったもの ② 学会等が主催する学生を対象とするコンテスト等において上位入賞したもの ③ ただし、①及び②において授業科目等のカリキュラムで応募を前提としたものを除く
	イ 課外活動において、優れた成績を挙げたと認められるもの	① 地方大会等において、第3位までに入賞したもの ② 文化又は芸術活動において、地方規模のコンクール等に出場し、若しくは出展し、上位入賞したもの、又はアート・プロジェクトその他の企画(大学内の活動を含む。)において、顕著な功績があったもの
	ウ 社会活動において、優れた功績を挙げたと認められるもの	ボランティア、平和貢献、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動(大学内の活動を含む。)で功績があったもの。ただし、平和貢献において授業科目等のカリキュラムで応募を前提としたものを除く
	エ アからウまでに掲げるものと同 等以上の表彰に値する行為があ ったと認められるもの	学生委員会において認めるもの